平成21年６月３日

株　主　各　位

東京都中央区日本橋兜町２番１号
株式会社東京証券取引所グループ
取締役兼代表執行役社長　斉　藤　　惇

第２回定時株主総会招集ご通知

拝啓　株主の皆様には日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第２回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ平成21年６月23日（火曜日）午後４時45分までに到着するようご返送くださるか、３ページの「議決権行使等のご案内」をご高覧のうえ当社指定の議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）より、平成21年６月23日（火曜日）午後４時45分までに、議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　平成21年６月24日（水曜日）午前10時

２．場　　所　東京都中央区日本橋兜町２番１号
東京証券取引所ビル２階　東証ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項　１．第２期（平成20年４月１日から平成21年３月31日まで）事業報告及び連結計算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第２期（平成20年４月１日から平成21年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

議案　取締役16名選任の件

４．招集にあたっての決定事項

(1) 書面による議決権行使における議案に賛否の記載のない場合の取扱いについては、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

(2) 書面又はインターネットにより、複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

(3) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使され、かつその内容が異なる場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

(4) 株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の出席株主１名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(5) 議決権の不統一行使を行う場合には、株主総会の３日前までに、書面をもって当社にその旨及び理由を通知するものとさせていただきます。

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。その他議決権行使に関する事項は、次ページの「議決権行使等のご案内」をご参照ください。

なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネットウェブサイト（http://www.tse.or.jp/about/ir/meeting/soukai/）に掲載いたしますのでご了承ください。

【議決権行使等のご案内】

１．インターネットによる議決権行使のご案内

(1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト（http：//www.evote.jp/）をご利用いただくことによってのみ可能です（ただし、毎日午前２時から午前５時までは、取扱いを休止いたします。）。

(2) インターネットによる議決権行使は、株主総会前日の午後４時45分（当社営業終了時刻）まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご行使いただき、ご不明な点等ございましたら、下記ヘルプデスクへお問い合わせください。

２．議決権行使サイト及びインターネットによる議決権行使方法等について

(1) 上記の議決権行使サイトにおいて、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) パソコンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、議決権行使サイトにおけるインターネットによる議決権行使ができない場合もございますので、その旨ご了承ください。

(3) 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

(4) 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへのダイヤルアップ接続料金及び通信業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担になります。

３．招集ご通知の受領方法について

ご希望の株主様は、次回の株主総会から招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコンにより議決権行使サイトでお手続きください。

(携帯電話ではお手続きできません。また、携帯電話のメールアドレスを指定することもできませんのでご了承ください。)

以　上

システム等に関するお問い合わせ
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
電話　0120－173－027（受付時間　９：00～21：00、通話料無料）

（提供書面）

事　業　報　告

（平成20年４月１日から
平成21年３月31日まで）

Ⅰ　企業集団の現況に関する事項

１．当事業年度の事業の状況

(1) 事業の経過及び成果

日本経済は、金融資本市場の危機を契機とした世界的な景気後退が見られる中で、外需・内需ともに停滞し、企業業績の急激な悪化や設備投資の減少、雇用環境の悪化など景気の下降局面を迎える結果となりました。

このような状況の下、当社グループ（本事業報告において、当社及びその子会社からなる企業集団を指しております。）は、市場利用者が安心して取引できる機会を安定的に提供することが市場開設者としての責務の根幹であることを認識し、市場開設者の立場から今般の金融危機の克服に向けて我が国金融資本市場の基幹インフラとして安定した市場運営基盤を確立するとともに、市場の透明性と公正性を高め、市場利用者に豊富な流動性を提供することにより市場機能の一層の向上を図り、もって我が国金融資本市場の機能強化に資するため、次のような諸施策に取り組んでまいりました。

① 市場インフラの利便性・効率性の向上

取引手法の多様化・高度化に適切に対応しつつ、新商品の新規上場にも機動的に対応するためのITインフラの整備を推進し、デリバティブ市場に関しては、派生売買システムの能力増強を実施するとともに、オプション市場の機能強化・流動性向上に向け、新オプション取引システム（Tdex＋）の導入を決定し、平成21年秋の稼働を目途に取り組んでおります。また、現物市場に関しては、注文・約定処理の高度化等といった市場利用者のニーズを実現し、アルゴリズム取引などにも対応可能な次世代売買システム（arrowhead）の開発を引き続き推進し、平成22年年初の稼働を目途に取り組んでおります。

併せて、システム障害に対しては直ちに原因究明及び対策を実施し、徹底した再発防止策を講じるとともに、事業継続体制の強化に向けてセカンダリサイトの構築を推進するなど、市場利用者に対し、安定的に取引を可能とする市場インフラの構築、提供に向けた取組を推進いたしました。

また、デリバティブ市場の強化に向けて、株価指数先物・オプション取引について、これまでカバーしきれなかった取引ニーズに応えていくために、平成20年６月からイブニング・セッションを導入し、午後４時半から午後７時（ToSTNeT市場は午後７時10分）までの間の取引を可能といたしました。また、平成21年２月には、リモート取引参加者制度を導入し、参加者層の拡大に向けて、日本国内に拠点を持たない海外の証券会社等が取引参加者になって東証市場に直接発注することを可能とするなどの制度整備を行いました。

更に、取引参加者等の発注システムを株式会社東京証券取引所のデータセンタ等に設置し、売買システムとの物理的な距離を短縮させることで、更なる取引の高速化の実現を図るコロケーションサービスの提供に向けた準備を推進するなど、多様な市場参加者のニーズに応え、新たな流動性を呼び込むための施策に引き続き積極的に取り組んでまいりました。

このほか、日本及びアジアの成長企業のニーズを反映した資金調達の選択肢を提供すると同時に、リスクテイク能力のある機関投資家などプロ投資家に新たな投資機会を提供することを目的に、参加者をプロ投資家に限定した取引の場として、ロンドン証券取引所と検討を進めてきたプロ向け新市場TOKYO AIMについて、ロンドン証券取引所と合弁会社を設立し、平成21年春の市場開設に向けて準備を進めました。また、地球環境問題に対する意識が高まる中、取引所の立場から温室効果ガス削減に貢献するため、温室効果ガス削減のための経済的手法である排出量取引について「京都クレジット等取引所研究会」を平成20年４月に設置し、当研究会における議論や専門家からの実務的なアドバイスを基に、排出量取引市場の創設に向けた研究の推進に取り組んでまいりました。

また、指標インフラの整備・利便性向上の観点から、国内外でベンチマークとして広く利用されているTOPIXのスタイル指数（TOPIXバリュー、TOPIX 500バリュー、TOPIX Smallバリュー、TOPIXグロース、TOPIX 500グロース、TOPIX Smallグロース）及び、国内普通株式に加え、国内参加型種類株、国内優先出資証券、東証単独上場外国株を構成銘柄としたTOPIXコンポジット、TOPIXコンポジット1500等のリアルタイム算出を平成21年２月に開始いたしました。

一方、証券取引の清算・決済分野におきましては、平成21年１月に実施された株券電子化の円滑なスタートに向けて、株式会社証券保管振替機構を中心に証券・金融業界全体でシステム対応などの準備に取り組んでまいりました。また、近年拡大する店頭デリバティブ市場の効率化や透明性向上等の観点から、平成20年９月に株式会社日本証券クリアリング機構及び株式会社証券保管振替機構とともに「OTCデリバティブのポストトレード処理の整備に関する研究会」を設置し、店頭デリバティブ取引の清算・決済システム整備について検討を進めました。

② 上場商品の多様化及び投資魅力の高い企業の上場促進

投資家の多様なニーズに応えるため、上場商品の品揃えの拡充に積極的に取り組んでまいりました。

具体的には、デリバティブ市場においては、平成20年６月にミニTOPIX先物取引、TOPIX Core30先物取引、東証REIT指数先物取引の３商品を、平成21年３月にはミニ長期国債先物取引を上場するなど、デリバティブ市場の強化に向けて上場商品の拡充を実施いたしました。

一方、現物市場においては、投資魅力の高い良質な企業の新規上場を促進するため、未上場会社を対象に個別企業訪問、新規上場に関するセミナーの開催といったプロモーション活動を行いました。当事業年度における新規上場会社数は、市場第一部・第二部28社、マザーズ６社（※）となり、当事業年度末の上場会社数は、市場第一部・第二部2,176社（前期比41社減）、マザーズ194社（同４社減）となりました。

※ 既上場会社の合併や株式移転等により設立された会社の上場（いわゆるテクニカル上場）を含む。当該上場会社数は、市場第一部・第二部13社、マザーズ０社。

また、株価指数や金融指標に連動することを目的とする上場投資信託であるETFについて、海外の株価指数に連動するETFとして、平成20年４月に中国の株価指数に連動するETF、平成20年７月にブラジルの株価指数に連動するETF、平成20年９月に東証REIT指数に連動するETFや、商品連動型ETFとして、平成20年６月に金価格に連動するETF、平成20年10月に商品市場のベンチマークとして使用されている商品指数に連動する

ETFなど、多様なETFの上場を実現いたしました。この結果、当事業年度末の上場ETFは、合計で58銘柄となりました。

③　自主規制機能の強化等による市場の質的向上

平成20年６月に「東証Rコンプライアンス研修センター（東証COMLEC）」を設立し、上場会社や取引参加者等のコンプライアンス支援の強化を推進いたしました。

具体的には、インサイダー取引規制セミナーや上場会社コンプライアンス・フォーラム等のコンプライアンス関連セミナーを開催するとともに、eラーニング研修サービスを提供するほか、社内研修等への講師派遣を行うなど、不公正取引の未然防止のための啓発活動に積極的に取り組みました。

また、株主・投資者の権利・利益保護に向けた取組として、上場会社のコーポレート・ガバナンスの向上のための支援の強化を推進し、上場規則の実効性確保のための手段の多様化を図る観点から、平成20年７月に上場契約違約金制度を導入するとともに、多様な投資対象を提供しつつ株主の権利の保護を図るため、平成20年７月に議決権種類株式に係る上場制度の整備などの対応を実施いたしました。

④　金融リテラシーの向上を通じた個人投資者層の拡大に向けた取組

より多くの個人投資者が投資に参加できる環境作りとして「東証アカデミー」を通じて、金融商品の多様化に対応した証券市場・証券投資に関する知識の普及と理解の向上に努め、自立した投資者層の拡大を図るためのセミナーを多数開催いたしました。また、学校向けの証券教育についても積極的に関わりあいを持ち、小・中・高校生向け受入れ授業や出張授業、親子経済教室の拡充、大学生・教員対象のセミナーの実施等、教育現場における基礎的な経済・金融知識の普及活動を行ってまいりました。

平成21年３月末時点におけるTOPIXは773.66ポイント、市場第一部の時価総額（※）は251兆6,730億円となり、当事業年度の東証市場における内国株券の１日平均売買高は、前期比2.2％減少して22億1,170万株に、同１日平均売買代金は、前期比30.9％減少して２兆300億円となりました。また、指数先物取引の１日平均売買高は、前期比7.5％増加して76,265単位に、同１日平均契約金額は、前期比30.4％減少して7,577億円となりました。一方、国債先物取引の１日平均売買高は、前期比38.4％減少して35,431単位となりました。

※　外国株は含まない。

以上の結果、当社グループの当事業年度の業績は、営業収益は前期比84億15百万円減の670億90百万円（前期比11.1％減少）、営業利益は前期比146億11百万円減の141億74百万円（前期比50.8％減少）、経常利益は前期比148億４百万円減の162億59百万円（前期比47.7％減少）となりましたが、シンガポール取引所株式に係る投資有価証券評価損を特別損失として計上したことから、税金等調整前当期純損失が58億51百万円、当期純損失が36億96百万円となりました。

なお、当事業年度の営業外収益のうち取引参加者からの過怠金は３百万円であり、東京証券取引所自主規制法人へ支払う委託費用に充当しております。当該自主規制法人においては、健全な証券市場構築のための投資として、売買審査システムの運用などに活用しております。

(2) 設備投資の状況

当事業年度は、次世代売買システムや新オプション取引システムなどの開発を行い、全体で約165億円の設備投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

取引所や清算・決済機関といった市場インフラについては持株会社が直接株式を保有するという当社グループの方針のもと、当社は、平成21年３月に株式会社東京証券取引所が保有するシンガポール取引所株式53,051,000株の全株式を同社より取得いたしました。

２．直前３事業年度の財産及び損益の状況

・当社グループ

区　　分	平成18年３月期	平成19年３月期	平成20年３月期	平成21年３月期 （当事業年度）
営業収益	69,893百万円	75,478百万円	75,505百万円	67,090百万円
営業利益	28,751百万円	33,016百万円	28,786百万円	14,174百万円
経常利益	29,949百万円	34,260百万円	31,064百万円	16,259百万円
当期純利益 （△は損失）	18,832百万円	19,985百万円	17,701百万円	△　3,696百万円
１株当たり当期純利益 （△は損失）	8,257円83銭	8,789円64銭	7,785円04銭	△　1,625円65銭
総資産	617,864百万円	565,518百万円	717,676百万円	677,163百万円
純資産	94,644百万円	111,246百万円	117,776百万円	114,088百万円
１株当たり純資産	41,600円08銭	48,289円71銭	50,859円77銭	49,113円92銭

（営業収益の内訳）

区　　分	平成20年３月期	平成21年３月期	増減（率）
取引参加料金	34,550百万円	26,204百万円	△ 8,346百万円（△ 24.2%）
上場関係収入	10,267百万円	8,073百万円	△ 2,193百万円（△ 21.4%）
情報関係収入	11,101百万円	11,139百万円	38百万円（　0.3%）
その他営業収益	19,585百万円	21,672百万円	2,086百万円（　10.7%）
合計	75,505百万円	67,090百万円	△ 8,415百万円（△ 11.1%）

・当社

区　　分	第１期 （平成20年３月期）	第２期 （平成21年３月期） （当事業年度）
営　業　収　益	10,894百万円	9,068百万円
営　業　利　益	7,128百万円	3,209百万円
経　常　利　益	7,294百万円	3,453百万円
当　期　純　利　益	6,541百万円	2,544百万円
１株当たり当期純利益	2,844円11銭	1,119円15銭
総　資　産	113,855百万円	129,852百万円
純　資　産	104,145百万円	100,670百万円
１株当たり純資産	45,803円69銭	44,275円07銭

連結決算ハイライト

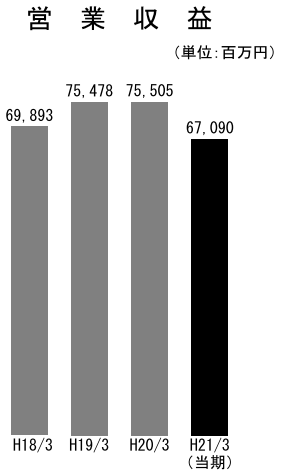

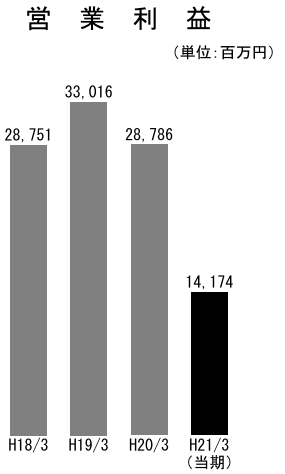

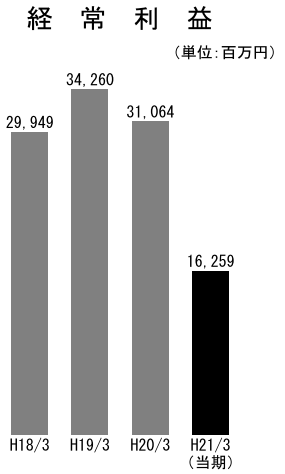

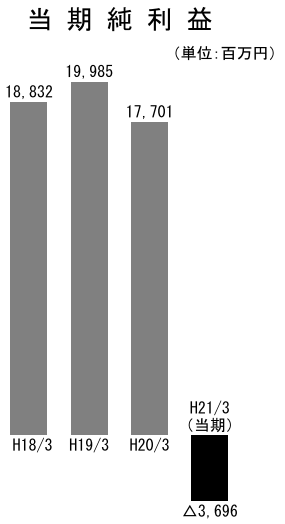

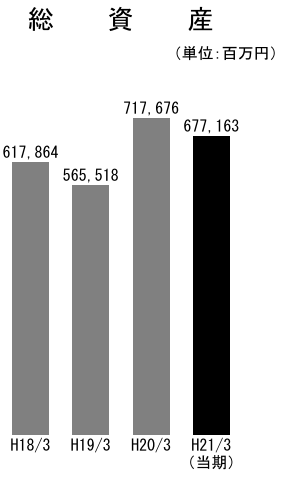

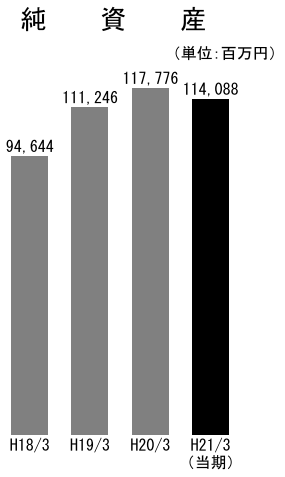

（注）１．１株当たり数値を除き、記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

２．期中平均株式数（自己株式を除く。）平成18年３月期　2,273,740株、平成19年３月期　2,273,740株、平成20年３月期　2,273,740株、平成21年３月期　2,273,740株

３．期末発行済株式数（自己株式を除く。）平成18年３月期　2,273,740株、平成19年３月期　2,273,740株、平成20年３月期　2,273,740株、平成21年３月期　2,273,740株

３．重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	住所	資本金	出資比率（間接所有）	主な事業内容
		百万円	%	
株式会社東京証券取引所	東京都中央区	11,500	100.0	市場運営業務
東京証券取引所自主規制法人	東京都中央区	3,000	100.0	自主規制業務
株式会社日本証券クリアリング機構	東京都中央区	1,700	86.3	有価証券売買の清算業務
日本証券決済株式会社	東京都中央区	300	100.0 (100.0)	証券決済業務
株式会社東証システムサービス	東京都江東区	100	80.0 (80.0)	システム開発等
株式会社TOKYO AIM	東京都中央区	100	51.0	市場の開設準備業務

（注）１．東京証券取引所自主規制法人の資本金の欄には、基本金の額を記載しております。

２．株式会社TOKYO AIMは、特定取引所金融商品市場の開設に係る免許取得など市場の開設準備を行っており、免許取得後速やかに市場を開設いたします。

４．対処すべき課題

当社グループは、市場利用者が安心して取引できる機会を安定的に提供することが市場開設者に課せられた社会的な使命であることを認識し、公共性と収益性のバランスがとれた透明性のある経営を行いながら、市場利用者の幅広いニーズに応えられる「ユニバーサル取引所」への進化を目指します。これにより、多様なライフプランに応じた資産形成をサポートする市場、そして世界中のリスクマネーの受け皿となる活力ある市場へと成長してまいります。

そのための基本戦略として、取引商品の品揃えの充実と優れた取引システムの提供により「量的拡大」を達成するとともに、上場会社のコーポレート・ガバナンスの向上に対する支援の強化と市場や市場参加者の自主規制機能の強化により「質的向上」を達成し、この「量的拡大」と「質的向上」の相乗によりマーケット規模を拡大し、アジアにおける資金循環の中核市場へと進化していくことを目指します。

上記経営方針のもと、当社グループが取り組むべき主な経営課題は、次のとおりです。

(1) デリバティブ市場の拡大

・市場利用者のニーズに対応した上場商品の拡充を図るとともに、新たな商品分野への進出に向けた検討を推

進します。
・上場商品に係るPR等の強化を行うとともに、マーケットメイカー制度の導入、リモート参加者の加入促進、コロケーションサービスの提供などを通じてデリバティブ市場の拡大を図ります。

(2) 現物市場の厚みの増大
・個人投資者による資産ポートフォリオの形成に資するための多様なETFの上場や、プロ向け新市場TOKYO AIMを創設することによるアジアを中心とした成長性豊かな企業に対する資金調達の場の拡大、排出量取引市場の創設に向けた研究、海外市場の動向も見据えた取引所外取引への対応などを通じて上場商品の多様化及び市場利用者の利便性・効率性の向上による現物市場の厚みの増大を図ります。

(3) 安全で高性能な取引システムの提供
・取引手法の多様化・高度化に適切に対応しつつ、コストを含めた全体最適を念頭に新商品に機動的に対応するため、新オプション取引システム（Tdex＋）の導入や次世代売買システム（arrowhead）の構築を推進します。

(4) 新規ビジネスの推進
・取引高の低迷継続に備えて事業基盤の拡充を図り、清算・決済分野におけるビジネス・フィールドの拡大や情報ビジネスの拡充、外部へのシステム提供を推進します。

(5) 株主・投資者の権利・利益の保護
・投資者が安心して投資できる環境整備を推進し、上場会社のコーポレート・ガバナンスの向上に対する支援強化を図るとともに、株主・投資者の権利・利益を害するおそれのある企業行動への対応策の具体化を推進します。

(6) 東証市場の公正性・信頼性の向上
・上場審査・上場管理の充実や市場一体型考査の推進などにより、東証市場の公正性・信頼性を向上させます。
・「東証Rコンプライアンス研修センター（東証COMLEC）」等を通じて市場参加者のコンプライアンスに対する支援を推進することにより、不公正取引等の未然防止機能の強化を図ります。

(7) 企業効率・顧客満足度の向上
・業務の標準化・効率化を推進するとともにコスト削減を図り、また、高い専門性・国際性を備えた人材の採用・育成を推進することにより、東証グループの経営資源を一層効率的に活用してまいります。

(8) 金融リテラシーの向上を通じた個人投資者層の拡大
・「東証アカデミー」を通じて金融経済知識の普及と基礎的理解の向上に努めることにより、自立した投資者層の拡大を図ります。更に、これらの取組や広報活動を通じて、東証市場のプレゼンスの向上を図ります。

５．主要な事業内容（平成21年３月31日現在）

当社グループは、取引所金融商品市場の開設・運営を主な事業内容としており、具体的には有価証券の売買又は市場デリバティブ取引（有価証券の売買等）を行うための市場施設の提供、相場の公表及び有価証券の売買等の公正の確保に係る業務等、有価証券債務引受業等を行っております。

６．主要な営業所（平成21年３月31日現在）

・当社

名称	所在地
本店	東京都中央区日本橋兜町２番１号

・グループ各社

会社名	所在地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町２番１号
東京証券取引所自主規制法人	東京都中央区日本橋兜町２番１号
株式会社日本証券クリアリング機構	東京都中央区日本橋兜町２番１号
日本証券決済株式会社	東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号
株式会社東証システムサービス	東京都江東区木場一丁目３番１号
株式会社TOKYO AIM	東京都中央区日本橋兜町２番１号

７．使用人の状況（平成21年３月31日現在）

・当社グループ

使用人数	平均年齢	平均勤続年数
876名	41.2歳	16.6年

（注）使用人数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員等を含む。）は含んでおりません。

・当社

使用人数	平均年齢	平均勤続年数
164名	42.7歳	19.0年

（注）使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員等を含む。）は含んでおりません。

８．主要な借入先の状況（平成21年３月31日現在）

借入先	借入金の種類	借入金残高
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	短期借入金	17,570百万円

９．その他企業集団の現況に関する重要な事項

平成17年12月８日に発生したみずほ証券株式会社によるジェイコム株式の誤発注事件に関して、みずほ証券株式会社から株式会社東京証券取引所に対して、約415億円の損害賠償を請求する訴訟が東京地方裁判所に提起され、現在係争中です。株式会社東京証券取引所は、同社の損害賠償責任はないものと判断しており、その旨訴訟において主張しております。

Ⅱ　株式に関する事項（平成21年３月31日現在）

１．発行可能株式総数　9,200,000株

２．発行済株式の総数　2,300,000株

３．株主数　116名

４．大株主（上位10名）

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
	千株	%
日本アジアホールディングズ株式会社	80	3.52
ＳＭＢＣフレンド証券株式会社	60	2.64
三菱ＵＦＪ証券株式会社	55	2.42
藍澤證券株式会社	40	1.76
株式会社ＳＢＩ証券	40	1.76
岡地証券株式会社	40	1.76
極東証券株式会社	40	1.76
株式会社証券ジャパン	40	1.76
ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ（ジャパン）リミテッド	40	1.76
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	30	1.32

（注）出資比率は自己株式（26,260株）を控除して計算しております。

Ⅲ　新株予約権等に関する事項（平成21年３月31日現在）

該当事項はありません。

Ⅳ　会社役員に関する事項

１．取締役及び執行役の状況（平成21年３月31日現在）

(1) 取締役

地位	氏名	担当	他の法人等の代表状況等
取締役会長	西室泰三	代表執行役兼務 指名委員（委員長） 報酬委員	株式会社東芝相談役、株式会社東京証券取引所取締役会長
取締役	斉藤惇	代表執行役社長兼務	株式会社東京証券取引所代表取締役社長
取締役	飛山康雄	代表執行役専務兼務	株式会社東京証券取引所代表取締役専務
取締役	伊月茂秋	監査委員	株式会社東京証券取引所監査役
取締役	奥田碩	指名委員	トヨタ自動車株式会社取締役相談役、株式会社東京証券取引所社外取締役
取締役	勝島敏明	監査委員	公認会計士・税理士、株式会社東京証券取引所社外監査役、東京証券取引所自主規制法人監事
取締役	佐藤安弘	報酬委員（委員長）	キリンホールディングス株式会社名誉相談役、株式会社東京証券取引所社外取締役
取締役	椎橋敏	監査委員（委員長）	株式会社東京証券取引所常勤監査役
取締役	新堂幸司	監査委員	弁護士、東京大学名誉教授、株式会社東京証券取引所社外監査役
取締役	髙橋伸子		生活経済ジャーナリスト、株式会社東京証券取引所社外取締役
取締役	林正和		東京証券取引所自主規制法人理事長
取締役	原良也	報酬委員	株式会社大和証券グループ本社最高顧問、株式会社東京証券取引所社外取締役
取締役	藤沼亜起		公認会計士、中央大学大学院特任教授、東京証券取引所自主規制法人理事
取締役	前田庸	指名委員	学習院大学名誉教授、株式会社東京証券取引所社外取締役
取締役	松本大		マネックスグループ株式会社代表取締役社長、マネックス証券株式会社代表取締役社長、株式会社東京証券取引所社外取締役
取締役	チャールズＤ．レイクⅡ		アメリカンファミリー生命保険会社日本における代表者・会長、株式会社東京証券取引所社外取締役

（注）１．取締役奥田　碩、勝島敏明、佐藤安弘、椎橋　敏、新堂幸司、髙橋伸子、原　良也、藤沼亜起、前田　庸、松本　大、チャールズＤ．レイクⅡの11氏は、社外取締役であります。
２．監査委員である取締役勝島敏明氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 執行役

地　　位	氏　　名	担　　当	他の法人等の代表状況等
代表執行役	西　室　泰　三		「(1) 取締役」参照
代表執行役社長	斉　藤　　惇	最高経営責任者	「(1) 取締役」参照
代表執行役専務	飛　山　康　雄	最高業務執行責任者	「(1) 取締役」参照
常務執行役	鈴　木　義　伯	最高情報責任者、ＩＴ企画担当	株式会社東京証券取引所常務取締役
常務執行役	浦　西　友　義	ＣＳＲ推進担当	
常務執行役	岩　熊　博　之	最高財務責任者、総務・人事・財務担当	
執　行　役	岩　永　守　幸	経営企画担当兼経営企画部長・渉外広報担当	

２．事業年度中の取締役及び執行役の異動

(1) 就任

取締役全員は、平成20年６月20日開催の第１回定時株主総会において選任され、また、執行役全員は同日開催の定例取締役会において選任され、それぞれ就任しております。

(2) 退任

取締役脇田正博氏は、平成20年６月20日開催の第１回定時株主総会の終結の時をもって、退任しております。
執行役静　正樹氏は、平成20年６月20日開催の定例取締役会の終結の時をもって、退任しております。

３．取締役及び執行役の報酬の内容の決定に関する方針

当社の取締役及び執行役が受ける報酬等の内容は、報酬委員会において、以下の方針に従い決定するものとしています。

・取締役及び執行役の職責に応じたものとするとともに、当社の経営目標の達成に向けた意識の向上に資するものであること。

・高い信頼性と利便性を備えた市場を構築するために必要な人材を確保するうえで競争力が保たれているものであること。

・社会インフラとしての当社の特性に鑑み、社会情勢に照らして適正なものであるとともに、決定手続等についても透明性が確保されるものであること。

４．取締役及び執行役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
	名	百万円
取締役	15	240
（うち社外取締役）	(11)	(80)
執行役	5	109

（注）当事業年度において、別途、東京証券取引所自主規制法人から社外取締役に対し、総額８百万円の報酬が支払われております。

５．社外役員に関する事項

(1) 他の会社の業務執行者との兼職状況及び当社と当該他の会社との関係

取締役松本　大氏は、マネックスグループ株式会社代表取締役社長及びマネックス証券株式会社代表取締役社長を兼任しておりますが、当社との間に重要な取引関係はありません。

(2) 他の会社の社外役員の兼任状況

氏　　名	会　　社　　名	兼任の職務
奥　田　　碩	株式会社東京証券取引所 KDDI株式会社 日本郵政株式会社 株式会社豊田自動織機	社外取締役 社外取締役 社外取締役 社外監査役
勝　島　敏　明	株式会社東京証券取引所 株式会社かんぽ生命保険 エイベックス・グループ・ホールディングス株式会社 株式会社スカパーJSATホールディングス	社外監査役 社外取締役 社外監査役 社外監査役
佐　藤　安　弘	株式会社東京証券取引所	社外取締役
椎　橋　　敏	株式会社東京証券取引所	社外監査役
新　堂　幸　司	株式会社東京証券取引所	社外監査役
髙　橋　伸　子	株式会社東京証券取引所 株式会社ベネッセコーポレーション	社外取締役 社外監査役
原　　良　也	株式会社東京証券取引所 日本電気株式会社	社外取締役 社外取締役
藤　沼　亜　起	野村ホールディングス株式会社 住友商事株式会社 武田薬品工業株式会社	社外取締役 社外監査役 社外監査役
前　田　　庸	株式会社東京証券取引所 住友信託銀行株式会社	社外取締役 社外監査役
松　本　　大	株式会社東京証券取引所 株式会社新生銀行	社外取締役 社外取締役
チャールズD．レイクⅡ	株式会社東京証券取引所	社外取締役

(3) 当社又は当社の特定関係事業者との親族関係

該当事項はありません。

(4) 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	主な活動内容
取締役	奥田　碩	当事業年度開催の取締役会11回のうち９回に出席し、また、当事業年度開催の指名委員会（全１回）に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役	勝島　敏明	当事業年度開催の取締役会11回のうち10回に出席し、また、当事業年度開催の監査委員会12回のうち11回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役	佐藤　安弘	当事業年度開催の取締役会11回全てに出席し、また、当事業年度開催の報酬委員会２回全てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役	椎橋　敏	当事業年度開催の取締役会11回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査委員会12回全てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役	新堂　幸司	当事業年度開催の取締役会11回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査委員会12回全てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役	髙橋　伸子	当事業年度開催の取締役会11回全てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役	原　良也	当事業年度開催の取締役会11回のうち10回に出席し、また、当事業年度開催の報酬委員会２回全てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役	藤沼　亜起	当事業年度開催の取締役会11回のうち９回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役	前田　庸	当事業年度開催の取締役会11回全てに出席し、また、当事業年度開催の指名委員会（全１回）に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役	松本　大	平成20年６月20日就任以降開催の取締役会９回のうち８回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役	チャールズD．レイクⅡ	当事業年度開催の取締役会11回のうち９回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役奥田　碩、勝島敏明、佐藤安弘、新堂幸司、髙橋伸子、原　良也、藤沼亜起、前田　庸、松本　大、チャールズＤ．レイクⅡの10氏と、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

Ⅴ　会計監査人に関する事項

１．名　　称　　監査法人トーマツ

２．報酬等の額

	支　　払　　額
①　当社及び子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	86百万円
②　上記①の合計額のうち、公認会計士法第２条第１項の監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額	81百万円
③　上記②の合計額のうち、当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	30百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

３．非監査業務内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務である財務報告に係る内部統制に関する助言・指導業務を委託し、対価を支払っております。

４．会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人の独立性や信頼性その他職務の実施に関する状況等を総合的に勘案し、その必要があると判断した場合、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の提出議案とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、会計監査人を解任いたします。

５．責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

Ⅵ　業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

１．監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

・監査委員会の職務を補助する社員に関する事項を定めるために、社内規程として、次の内容を含む「監査委員会の職務を補助する社員に関する規則」を制定し、適切に運用することとします。

(1) 監査委員会室に所属する社員は、監査委員会の職務を補助するものとし、監査委員会の指揮命令に服する。

(2) 監査委員会室に所属する社員は、室長１名を含む４名以上とする。

２．監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

・監査委員会室に所属する社員の独立性を確保するために、社内規程として、次の内容を含む「監査委員会の職務を補助する社員に関する規則」を制定し、適切に運用することとします。

(1) 監査委員会室に属する社員の採用、異動、人事考課、給与及び懲戒については、あらかじめ、監査委員会（監査委員会が特定の監査委員を指名した場合には当該監査委員）の同意を得る。

(2) 執行役及び社員は、監査委員会室に属する社員の業務執行に対して不当な制約を行うことにより、その独立性を阻害することのないよう留意する。

３．執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

・監査委員会に対する報告体制を整備するために、社内規程として、次の内容を含む「監査委員会への報告等に関する規則」を制定し、適切に運用することとします。

(1) 執行役及び社員は、監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

(2) 執行役及び社員は、当社、当社の子会社又は関連会社の業務又は財務の状況に重大な影響を及ぼすおそれのある事項を発見したときは、その内容について直ちに監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員に報告しなければならない。

４．その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査委員会による監査の実効性を確保するために、社内規程として、次の事項を含む「監査委員会への報告等に関する規則」を制定し、適切に運用することとします。

(1) 代表執行役は、監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員と定期的に会合を持ち、経営方針、当社が対処すべき課題、当社を取り巻く重要なリスク、監査委員会監査の環境整備、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

(2) 執行役及び社員は、監査委員又は監査委員会が監査の実施のために弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託するなど所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査委員又は監査委員会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを

拒むことができない。

５．執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・取締役会規則、執行役会規則、執行役規則、職務権限規則等を制定し、それらに定められた職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行います。

・コンプライアンス・プログラムを導入し、次の施策を実施します。

(1) 株式会社東京証券取引所グループ、株式会社東京証券取引所及び東京証券取引所自主規制法人（以下「東京証券取引所グループ各社」といいます。）に属する者が企業倫理の観点から準拠すべき普遍的価値観及び具体的な行動指針を示した東京証券取引所グループ企業行動憲章や社員の行動規範をはじめ、コンプライアンスに関連した社内規程（情報管理に係るものを含む。）の制定、東京証券取引所グループ各社での共有及び遵守

(2) コンプライアンスに係る社内体制として、コンプライアンス責任者（執行役社長）、コンプライアンス担当役員（総務担当執行役）及びコンプライアンス関連業務事務局（総務部内）を設置

(3) 公益通報制度として、当社及び子会社各社が利用可能な「東証コンプライアンス・ホットライン」を設置し運用

(4) 継続的な周知・教育活動として、東京証券取引所グループ各社の各部室のコンプライアンス担当者との連絡会議の開催やイントラネットを利用したコンプライアンス関連の情報配信、ｅ－ラーニングによる研修の実施

・反社会的勢力の排除に向けて、東京証券取引所グループ企業行動憲章に基づき、次のとおり毅然たる対応を行います。

(1) 市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力には断固とした姿勢で臨み、こうした団体から不当な要求を受けた場合には、これに屈することなく毅然とした態度で対応します。

(2) 反社会的勢力による金融商品市場への介入を防止し、健全で公正な市場の構築に努めます。

・執行役社長直轄の内部監査室を設置して内部監査を実施します。

６．執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・東京証券取引所グループ各社が共有する情報セキュリティ対策基準において、執行役会議事録をはじめとした執行役の職務の執行に係る文書の保管等の取扱いについて規定し、適切に運用します。

７．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・社内規程において明確化された職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行う体制とし、取締役、執行役及び社員それぞれが自己の職務分掌及び権限に応じ、責任を持ってリスク管理を行うとの認識の下で業務を行うことを基本とします。

・東京証券取引所グループ各社が共有するリスク管理委員会規則を制定し、東京証券取引所グループ各社のリスクに関して、未然防止の観点からリスク事象の認識と適切な対応策の整備、運用を行うとともに、リスクが顕

在化した場合又はそのおそれが生じた場合には執行役社長を委員長とするリスク管理委員会が「状況の総括的な把握」「事態の早期解決のための対応」等を行います。

・特に、市場利用者が安心して取引できる機会を安定的に提供することが市場開設者としての東京証券取引所グループの責務の根幹であることを強く認識し、システムの安定的稼働に係るリスクについては、その開発及び運用体制において、開発手法の標準化や十分な稼働確認テストの実施、詳細な運用マニュアルの整備とその遵守、更には専門部署の設置による開発及び運用業務に係る品質管理の徹底など、必要十分な対応を図ります。そのうえで、万一の天災地変やテロ行為等により市場開設に係る業務の継続が困難となる状況については、特に東京証券取引所グループ各社が共有する「事業継続基本計画書」を策定し、関係者に対する影響を最小化し、一刻も早い業務の再開を行うために必要な体制、手順等を予め定めておくことにより、適切な対応を図ります。

・また、市場開設者である東京証券取引所グループにとっての自主規制機能の重要性及び社会一般からの東京証券取引所グループの自主規制機能に対する期待の大きさに鑑み、自主規制機能の適切な発揮に係るリスク（自主規制業務の遂行が不適切であった場合のレピュテーションリスクをはじめとした各種リスクをいいます。）については、自主規制業務の独立性確保のための組織上の措置をはじめ、公正性確保のための施策を講じるとともに、積極的に経営資源を投入のうえ、詳細な業務マニュアルの整備とその遵守、教育研修の充実等による自主規制業務の質的向上を追求することにより、万全の対応を図ります。

８．執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・東京証券取引所グループ各社が社内規程において明確化された職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行う体制とし、分業体制による業務の専門化・高度化を図ります。また、そうした体制の中で、重要度に応じて職務権限を委任できることとし意思決定手続きの機動性向上を図るとともに、EAを導入することにより、業務の効率化を図ります。

・当社、子会社及び関連会社から成る関係会社全体を網羅する中期経営計画及び年度予算を策定します。それらについては、経営層からのトップダウンと事業部門等からのボトムアップを適切に組み合わせながら編成するとともに、適切な進捗管理等を実施することを通じて職務執行の効率化を図ります。

９．当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・当社及び子会社のそれぞれが自律的に業務の適正を確保するための体制を整備することを基本としつつ、そのうえで当社が適切な子会社管理及び支援等を行うことにより、当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正の確保を図ります。

・子会社それぞれにおいて、社内規程において明確化された職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行うとともに、社員の行動規範を制定し、適切に運用します。

・当社は、関係会社管理規則に基づく各種報告の受領及び定性情報のモニタリング等を実施するとともに、子会社に対し、必要に応じてリスク管理及びコンプライアンスに関する事項について助言等を行います。

・子会社の取締役及び社員も、公益通報制度として当社が設置する「東証コンプライアンス・ホットライン」を利用できることとします。

・子会社それぞれにおいて、各社の業務内容や規模に応じ、子会社自らが内部監査を実施し又は当社の内部監査室が子会社の内部監査を実施します。

Ⅶ　剰余金の配当等の決定に関する方針

（省略）

Ⅷ　会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

（本事業報告中の記載数字は、金額及び株数については表示単位未満を切捨て、比率その他については、四捨五入しております。）

連結貸借対照表

（平成21年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**580,362**	**流動負債**	**552,766**
現金及び預金	39,507	営業未払金	2,790
営業未収入金	4,540	短期借入金	17,570
リース投資資産	18	リース債務	18
有価証券	8,110	未払法人税等	1,154
仕掛品	40	賞与引当金	1,004
繰延税金資産	366	役員賞与引当金	10
売買・取引証拠金特定資産	304,922	預り売買・取引証拠金	304,922
清算基金特定資産	206,769	預り清算基金	206,769
決済促進担保金特定資産	12,105	預り決済促進担保金	12,105
その他	3,990	預り取引参加者保証金	4,572
貸倒引当金	△ 9	その他	1,846
固定資産	**96,800**	**固定負債**	**10,308**
有形固定資産	**14,711**	リース債務	42
建物及び構築物	2,276	退職給付引当金	5,342
土地	2,399	賃借契約損失引当金	3,467
建設仮勘定	23	預り信認金	344
その他	10,012	その他	1,111
無形固定資産	**23,151**	**負債合計**	**563,074**
投資その他の資産	**58,937**	（純資産の部）	
投資有価証券	21,387	**株主資本**	**112,235**
長期貸付金	26	**資本金**	**11,500**
繰延税金資産	8,514	**資本剰余金**	**25,358**
信認金特定資産	344	**利益剰余金**	**79,709**
違約損失積立金特定資産	17,367	**自己株式**	**△ 4,332**
その他	11,492	**評価・換算差額等**	**△ 563**
貸倒引当金	△ 195	**その他有価証券評価差額金**	**△ 563**
資産合計	**677,163**	**少数株主持分**	**2,416**
		純資産合計	**114,088**
		負債及び純資産合計	**677,163**

連結損益計算書

〔自　平成20年４月１日
至　平成21年３月31日〕

（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	**67,090**
取引参加料金	26,204
上場関係収入	8,073
情報関係収入	11,139
証券決済関係収入	10,611
システム開発・運用関係収入	7,520
その他	3,539
営業費用	**52,915**
営業利益	**14,174**
営業外収益	**2,532**
受取利息	277
受取配当金	1,346
持分法による投資利益	289
その他	618
営業外費用	**447**
支払利息	114
不動産賃貸費用	286
その他	46
経常利益	**16,259**
特別利益	**457**
過年度損益修正益	323
受取遅延損害金	54
その他	80
特別損失	**22,568**
固定資産除却損	597
投資有価証券評価損	20,768
その他	1,202
税金等調整前当期純損失	**5,851**
法人税、住民税及び事業税	2,494
法人税等調整額	△ 4,835
少数株主利益	186
当期純損失	**3,696**

連結株主資本等変動計算書

〔自　平成20年４月１日
至　平成21年３月31日〕

（単位：百万円）

株主資本	
資本金	
前期末残高	11,500
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	11,500
資本剰余金	
前期末残高	25,358
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	25,358
利益剰余金	
前期末残高	88,863
当期変動額	
剰余金の配当	△　5,456
当期純損失（△）	△　3,696
当期変動額合計	△　9,153
当期末残高	79,709
自己株式	
前期末残高	△　4,332
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	△　4,332
株主資本合計	
前期末残高	121,388
当期変動額	
剰余金の配当	△　5,456
当期純損失（△）	△　3,696
当期変動額合計	△　9,153
当期末残高	112,235

（単位：百万円）

評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	△ 5,747
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5,183
当期変動額合計	5,183
当期末残高	△ 563
評価・換算差額等合計	
前期末残高	△ 5,747
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5,183
当期変動額合計	5,183
当期末残高	△ 563
少数株主持分	
前期末残高	2,134
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	281
当期変動額合計	281
当期末残高	2,416
純資産合計	
前期末残高	117,776
当期変動額	
剰余金の配当	△ 5,456
当期純損失（△）	△ 3,696
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5,465
当期変動額合計	△ 3,687
当期末残高	114,088

連結注記表

〈連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記〉

Ⅰ．連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称等

連結子会社の数　６社

連結子会社名：(株)東京証券取引所、東京証券取引所自主規制法人、
(株)日本証券クリアリング機構、(株)ＴＯＫＹＯ ＡＩＭ、
日本証券決済(株)及び(株)東証システムサービス

このうち、(株)ＴＯＫＹＯ ＡＩＭについては、当連結会計年度において新たに設立したことにより、連結子会社に含めております。

Ⅱ．持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数　３社

会社名：(株)証券保管振替機構、(株)ＩＣＪ及び(株)東証コンピュータシステム

Ⅲ．会計処理基準に関する事項

１．重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

①満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）

②その他有価証券

時価のあるもの：決算期末日前１ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの：総平均法による原価法

(2) たな卸資産

仕掛品：個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

２．重要な減価償却資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

３．繰延資産の処理方法

創立費

支出時に全額費用として処理しております。

４．重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については主として貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

取締役、理事、執行役及び執行役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

主として従業員の退職給付の支給に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

会計基準変更時差異は、一定年数（15年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法によりそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

(5) 賃借契約損失引当金

システムスペースの確保を目的として長期契約により賃借し、現在は他社に転貸しているコンピュータビルに関して、今後見込まれる転貸差額等の損失の発生に備えるため、合理的に見積もることのできる損失金額を計上しております。

５．債務引受に係る会計処理

(株)日本証券クリアリング機構が金融商品債務引受業及び金融商品取引法第156条の６第１項の業務により引き受ける債務及び取得する債権の会計処理は、当該債務及び債権の決済時に処理する方法によっております。

６．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場により円換算しております。なお、その他有価証券は決算期末日前１ヶ月の平均為替相場により円換算しております。

７．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

Ⅳ．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

１．重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、個別法による原価法を採用しておりましたが、当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第９号　平成18年７月５日）が適用されたことに伴い、個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

この変更による当連結会計年度の損益に与える影響はありません。

２．リース取引に関する会計基準の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成５年６月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年３月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成６年１月18日（日本公認会計士協会　会計制度委員会）、平成19年３月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

この変更による当連結会計年度の損益に与える影響はありません。

Ⅴ．連結貸借対照表に関する注記

１．有形固定資産の減価償却累計額　27,059百万円

２．保証債務

従業員の金融機関からの住宅取得借入に対する債務保証　3,783百万円

(株)ＩＣＪの金融機関からの借入に対する債務保証　100百万円

３．係争事件

平成17年12月８日に発生したみずほ証券(株)によるジェイコム(株)株式の誤発注事件に関して、みずほ証券(株)から(株)東京証券取引所に対して、約415億円の損害賠償を請求する訴訟が東京地方裁判所に提起され、現在係争中です。(株)東京証券取引所は、同社の損害賠償責任はないものと判断しており、その旨訴訟において主張しております。

４．証券取引の安全性確保のための諸制度に基づく資産・負債

当社子会社である(株)東京証券取引所及び(株)日本証券クリアリング機構（以下、「当取引所等」といいます。）は、市場における証券取引の安全性を確保するため、金融商品取引法及び当取引所等の関連規則に基づき清算預託金等の諸制度を設けております。(株)日本証券クリアリング機構は、金融商品取引清算機関として、市場で有価証券の売買等が成立すると同時に各清算参加者から取引成立により発生する債務の引受及び債権の取得を行うことから、取引成立から決済結了までにおける清算参加者の債務不履行により被るリスクを担保するため、金融商品取引法等に基づき各清算参加者から清算預託金等（売買証拠金、取引証拠金、清算基金、決済促進担保

金）の預託を受けております。また、(株)東京証券取引所は、取引参加者の債務不履行により有価証券売買等の委託者等が被るリスクを担保するため、金融商品取引法等に基づき各取引参加者から信認金の預託を受けております。いずれも預託される資産は、金銭又は代用有価証券（当取引所等の規則で認められたものに限る。）で、当取引所等の資産とは分別して管理を行っており、このうち金銭については、それぞれの預託目的を示した科目で資産及び負債に区分掲記しております。また、代用有価証券の当連結会計年度末日現在の時価は次のとおりであります。

①売買証拠金代用有価証券	89百万円
②取引証拠金代用有価証券	960,601百万円
③清算基金代用有価証券	165,618百万円
④決済促進担保金代用有価証券	121,149百万円
⑤信認金代用有価証券	1,270百万円

また、(株)東京証券取引所は取引参加者の債務不履行により同社が被るリスクを担保するため、同社の関連規則に基づき各取引参加者から取引参加者保証金の預託を受けております。預託される資産は、金銭又は代用有価証券（同社の規則で認められたものに限る。）で、このうち金銭については、資産について現金及び預金勘定に、負債について預り取引参加者保証金勘定に計上しております。また、代用有価証券の当連結会計年度末日現在の時価は、3,187百万円であります。

この他、(株)東京証券取引所は、現物取引及び先物・オプション取引の清算業務に関して、(株)日本証券クリアリング機構と損失補償契約を締結しています。この契約に基づいて、同機構の清算参加者の債務不履行等に起因して同機構が被った損失のうち、当該清算参加者の清算預託金等により補填し得ない金額については、(株)東京証券取引所（現物についてはほかの取引所も含む。）が当該契約の限度額の範囲で補償することとなっています。そのため、(株)東京証券取引所では、補償限度額と同額の違約損失積立金特定資産を資産勘定に計上しております。当該特定資産の連結貸借対照表計上金額は、17,367百万円であります。

Ⅵ．連結株主資本等変動計算書に関する注記

１．当連結会計年度末日における発行済株式の数　　普通株式　2,300,000株

２．自己株式の種類及び株式数

（単位：株）

	前連結会計年度末株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普　通　株　式	26,260	－	－	26,260

３．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決　議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成20年５月27日取締役会	普通株式	5,456	2,400.00	平成20年３月31日	平成20年６月３日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの（予定）

決　議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成21年５月19日取締役会	普通株式	682	利益剰余金	300.00	平成21年３月31日	平成21年６月４日

Ⅶ．１株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額　　49,113円92銭

２．１株当たり当期純損失　　1,625円65銭

Ⅷ．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

（平成21年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**4,471**	**流動負債**	**19,023**
現金及び預金	3,993	営業未払金	223
営業未収入金	0	短期借入金	17,570
前払費用	146	未払金	26
繰延税金資産	113	未払費用	186
その他	218	未払法人税等	675
固定資産	**125,381**	預り金	81
有形固定資産	**70**	賞与引当金	208
建物	8	その他	51
車両運搬具	17	**固定負債**	**10,159**
工具、器具及び備品	43	関係会社長期借入金	5,100
無形固定資産	**31**	退職給付引当金	5,059
ソフトウェア	30	**負債合計**	**29,182**
その他	0	（純資産の部）	
投資その他の資産	**125,280**	**株主資本**	**101,233**
投資有価証券	15,762	**資本金**	**11,500**
関係会社株式	102,037	**資本剰余金**	**90,437**
関係会社出資金	3,000	資本準備金	22,874
長期前払費用	20	その他資本剰余金	67,562
繰延税金資産	1,053	**利益剰余金**	**3,628**
前払年金費用	3,399	その他利益剰余金	3,628
その他	6	繰越利益剰余金	3,628
資産合計	**129,852**	**自己株式**	**△ 4,332**
		評価・換算差額等	**△ 563**
		その他有価証券評価差額金	**△ 563**
		純資産合計	**100,670**
		負債及び純資産合計	**129,852**

損　益　計　算　書

〔自　平成20年４月１日
至　平成21年３月31日〕

（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	**9,068**
経営管理料収入	7,740
受取配当金収入	1,317
その他	10
営業費用	**5,858**
営業利益	**3,209**
営業外収益	**344**
受取利息	3
受取配当金	80
助成金収入	235
その他	23
営業外費用	**100**
支払利息	100
その他	0
経常利益	**3,453**
特別利益	**0**
固定資産売却益	0
特別損失	**0**
固定資産除却損	0
税引前当期純利益	**3,454**
法人税、住民税及び事業税	1,088
法人税等調整額	△　179
当期純利益	**2,544**

株主資本等変動計算書

〔自　平成20年４月１日
至　平成21年３月31日〕

（単位：百万円）

株主資本	
資本金	
前期末残高	11,500
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	11,500
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	22,874
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	22,874
その他資本剰余金	
前期末残高	67,562
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	67,562
資本剰余金合計	
前期末残高	90,437
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	90,437
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	6,541
当期変動額	
剰余金の配当	△ 5,456
当期純利益	2,544
当期変動額合計	△ 2,912
当期末残高	3,628

（単位：百万円）

利益剰余金合計	
前期末残高	6,541
当期変動額	
剰余金の配当	△ 5,456
当期純利益	2,544
当期変動額合計	△ 2,912
当期末残高	3,628
自己株式	
前期末残高	△ 4,332
当期変動額	
当期変動額合計	－
当期末残高	△ 4,332
株主資本合計	
前期末残高	104,145
当期変動額	
剰余金の配当	△ 5,456
当期純利益	2,544
当期変動額合計	△ 2,912
当期末残高	101,233
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	－
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 563
当期変動額合計	△ 563
当期末残高	△ 563
評価・換算差額等合計	
前期末残高	－
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 563
当期変動額合計	△ 563
当期末残高	△ 563
純資産合計	
前期末残高	104,145
当期変動額	
剰余金の配当	△ 5,456
当期純利益	2,544
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 563
当期変動額合計	△ 3,475
当期末残高	100,670

個別注記表

Ⅰ．重要な会計方針に係る事項に関する注記

１．資産の評価基準及び評価方法

有価証券

①子会社株式及び関連会社株式：総平均法による原価法

②その他有価証券

時価のあるもの：決算期末日前１ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

取締役及び執行役に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

会計基準変更時差異は、一定年数（15年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法によりそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

４．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場により円換算しております。なお、その他有価証券は決算期末日前１ヶ月の平均為替相場により円換算しております。

５．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

Ⅱ．貸借対照表に関する注記

１．有形固定資産の減価償却累計額　67百万円

２．保証債務

従業員の金融機関からの住宅取得借入に対する債務保証　3,747百万円

３．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権　208百万円

短期金銭債務　151百万円

Ⅲ．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業収益　9,057百万円

営業費用　1,475百万円

営業取引以外の取引高　25,332百万円

Ⅳ．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：株）

	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普　通　株　式	26,260	—	—	26,260

Ⅴ．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：百万円）

繰延税金資産	
退職給付引当金超過額	675
賞与引当金否認	84
その他有価証券評価差額金	386
その他	20
繰延税金資産合計	1,167

繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産　113百万円

固定資産－繰延税金資産　1,053百万円

Ⅵ. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社　　（単位：百万円）

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株)東京証券取引所	(所有) 直接 100.0%	経営管理 社員の出向 施設・設備の利用 不動産の賃借 資金の借入 債務被保証 役員の兼任	経営管理料の受取 （注１）	5,622	－	－
				出向負担金の受取 （注２）	5,013	未収入金	148
				施設・設備利用料の支払 （注３）	698	営業未払金	70
				投資有価証券の取得 （注４）	16,712	－	－
				資金の借入 （注５）	3,000	関係会社長期借入金	5,100
				借入金の返済	900		
				利息の支払 （注５）	99	未払利息	72
				当社銀行借入に対する債務被保証 （注６）	17,570	－	－
	東京証券取引所自主規制法人	(所有) 直接 100.0%	経営管理 社員の出向 役員の兼任	経営管理料の受取 （注１）	2,118	－	－
				出向負担金の受取 （注２）	1,868	未収入金	56
関連会社	(株)証券保管振替機構	(所有) 直接 22.4%	社員の出向	出向負担金の受取 （注２）	612	未収入金	1

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）経営管理料については、グループ会社の経営管理のために必要な経費を基準として決定しております。

（注２）出向負担金の受入額については、当社からの出向者の人件費を基準として決定しております。

（注３）施設・設備利用料については、施設・設備の維持運営に係る費用を勘案して決定しております。

（注４）投資有価証券の取得価格は、市場価格にて決定しております。

（注５）資金の借入利率については、市場金利等を勘案して決定しております。

（注６）当社は、銀行借入に対して(株)東京証券取引所より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

Ⅶ．１株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額	44,275円07銭
２．１株当たり当期純利益	1,119円15銭

Ⅷ．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成21年５月８日

株式会社　東京証券取引所グループ
　取締役会　御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員　公認会計士　小　野　行　雄　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　城　戸　和　弘　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　芝　田　雅　也　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社東京証券取引所グループの平成20年４月１日から平成21年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東京証券取引所グループ及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成21年５月８日

株式会社　東京証券取引所グループ
　取締役会　御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員　公認会計士　小　野　行　雄　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　城　戸　和　弘　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　芝　田　雅　也　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社東京証券取引所グループの平成20年４月１日から平成21年３月31日までの第２期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査委員会の監査報告 謄本

監　査　報　告　書

当監査委員会は、平成20年４月１日から平成21年３月31日までの第２期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第１項第１号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について監視及び検証し、かつ、監査委員会が定めた監査委員会監査規程に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、会社の内部統制部門と連係の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。子会社については、子会社の取締役、監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びそれらの附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）につき検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年５月15日

株式会社東京証券取引所グループ　監査委員会

監査委員（常勤）伊　月　茂　秋 ㊞

監　査　委　員　勝　島　敏　明 ㊞

監　査　委　員　椎　橋　　敏 ㊞

監　査　委　員　新　堂　幸　司 ㊞

（注）監査委員勝島敏明、椎橋敏及び新堂幸司は、会社法第２条第15号及び第400条第３項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

会　場：東京都中央区日本橋兜町２番１号
東京証券取引所ビル　２階　東証ホール
電話番号（03）3666-1361

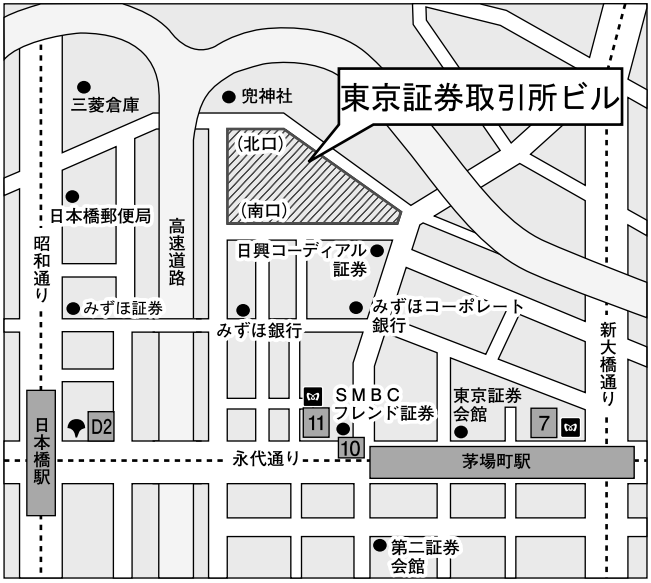

会場最寄駅：東京メトロ東西線 茅場町駅（出口10、11）徒歩５分
東京メトロ日比谷線 茅場町駅（出口７）徒歩７分
都営地下鉄浅草線 日本橋駅（出口Ｄ２）徒歩５分

〒103-8224　東京都中央区日本橋兜町２番１号
URL:http://www.tse.or.jp/